

令和 3 年度「日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク」 出展事業者 募集のご案内

農林水産省（2020 年の農林水産物・食品の輸出実績の概要 [210205-1.pdf \(maff.go.jp\)](https://www.maff.go.jp/210205-1.pdf)）によれば、日本の農林水産物・食品の輸出額は、8 年連続で過去最高額を更新しており、令和 2 年には 9,200 億円を超え、特に米国への輸出額は 1,188 億円と香港、中国に次ぐ金額となっています。

米国の中でもニューヨークは、世界中から多くの人が集まることから、情報の発信地となっています。また、近年健康意識の高まりによって日本食が注目されており、日本で生み出された良質な食品の販路開拓が見込まれます。

以上のことを踏まえ、クレアは“世界で最もクールな街”とも言われているブルックリン区に立地する Japan Village において、「日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク」を開催します。米国、特にニューヨークへの販路開拓に取り組む事業者の皆様には、本事業をテストマーケティングの機会としてご活用いただきたいと思います。また、こうした事業者を支援する自治体には、地域産品の海外展開の機会や地元観光のアピールの場としてご利用いただけます。

◇新型コロナウイルス感染症による影響について

本食品展事業は、平成 22 年度からクレアが毎年実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和 2 年度は開催を断念しました。今年度に入りワクチンの接種が進んだことにより、ニューヨークの新型コロナウイルス感染状況が改善していることを踏まえ、令和 3 年度の食品展の開催を決定しました。しかしながら、米国及び日本国内における新型コロナウイルスの感染状況の変化による渡航制限、世界的な物流の混乱による輸出商品の現地到着の遅れ等により、本食品展の開催形態が変更又は中止となる可能性があります。この場合には、本食品展に参加するために要した費用は、各自の負担となりますので、出展を検討されている事業者様におかれましては、十分ご検討をいただいた上で、お申込みをお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症の状況についての参考情報（令和 3 年 6 月 18 日現在）】

出展の際は以下の情報をご参考にしてください。また、情報は適宜更新されますので、必ず最新情報をご確認ください。

[外務省海外安全ホームページ]

□新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

日本から米国入国に関する制限はなし

[在ニューヨーク日本国総領事館]

□海外からニューヨーク州へ移動する場合

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/movement-limitation.html>

ワクチン未接種、過去 3 か月の間に新型コロナウイルスに感染し回復していない者は、義務ではない自主隔離（到着 3～5 日後に検査を受けた場合 7 日間、検査を受けない場合は 10 日間）推奨

[米国国土安全保障省(ESTA online center)]

□米国渡航を検討される方へ

https://esta-center.com/news/detail/990100.html#sec_intro

新型コロナウイルスの変異種に対する防疫措置として、国外から空路で米国へ入国する全ての方はPCR 検査による陰性証明書または感染から回復したことを示す診断書の提示が義務付けられました。

この措置は2021年1月26日より施行され、満2歳以上の渡航者が対象となります。日本政府は国内の緊急事態宣言の発令に伴い、国外から日本へ帰国する全ての方を対象に出発72時間以内に取得した陰性証明書の提示を義務付けています。

[厚生労働省]

□水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

出国前72時間以内の検査証明を取得すること

検疫所長が指定する場所（自宅など）で入国（検体採取日）の次の日から起算して14日間待機する滞在場所を確保すること

◇事業概要

事業名称	日本ふるさと名産食品展 in ニューヨーク
開催場所	ジャパンビレッジ（サンライズマートグループ）
開催日程	令和4年2月24日（木）～27日（日）（4日間）
開催時間	11：00～20：00（予定） （会場のオープン時間に合わせ変更する可能性があります。）
主 催	一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）
出展品目	原則日本国内で製造され、正規の輸出入手続きにより納入された地場の食品及び飲料品
販売方法	買取販売 ※詳細は説明会にて案内予定
応募期限	令和3年7月30日（金） 17時 必着

◇Japan Village（ジャパンビレッジ）

ニューヨークブルックリン区に位置するジャパンビレッジは、日本食スーパー、フードコート、居酒屋レストラン、日本酒専門店などを兼ね備えた複合型ショッピングセンターです。白人、アジア系、ヒスパニックと多様な客層が来店する中、本地域は再開発地域として注目度も高く、今後の成長・拡大が見込まれています。

Japan Village HP (<https://japanvillage.com/>)



◇自治体へのサポート

1 自治体及び自治体が運営する輸出促進協議会等の団体も出展できます

自治体独自で企画されなくても、本食品展に出展することで、地域の特産品等を PR することができます。

2 自治体が支援する企業の出展に対し、専門的な知識・経験からアドバイスします

出展に当たり、輸出手続き等について助言が受けられますので、輸出経験のない事業者でも安心して出展していただくことができます。

3 食品展の開催ノウハウについて情報提供します

独自に食品展を開催する意向がある自治体に対して、準備段階からフォローアップに至るまでの業務手順や課題について経験に基づき情報提供します。

4 観光 PR に関連した販促イベントを行います

特産品の販売と併せて現地のブースや特設ホームページ内で観光 PR をすることで、来場されたお客様に向けて自治体の魅力を発信することができます。

◇出展事業者へのサポート

1 出展に要する経費を負担します

共有部分装飾、食品展開催にかかわる全体の広告宣伝、共有通訳などをクレアが用意します。

2 輸出入手続きなど出展に必要な準備をサポートします

米国への輸出に必要な申請など、事前の説明会の実施、個別相談などを通して煩雑な手続きをサポートします。また販売員、現地での消耗品の手配などの支援も行いますので、初めて海外食品展に出展される方も安心して出展できます。

3 出展効果を高めるために専門的な知識・経験によりアドバイスを行います

出展予定商品の販売価格や輸出数量の設定、効果的な販売方法などについて、米国のマーケット事情に即した専門的なアドバイスを事前に提供します。

4 会場でのテストマーケティング結果をフィードバックします

主催者側がヒアリング調査を実施し、該当商品の販売動向、購入者の属性、商品に対する参加者の反応などを食品展終了後にフィードバックします。

◇募集対象・要件

1 事業者の要件

- 食料・飲料品を製造または販売しており、米国における市場開拓を希望している日本国内に所在する事業者（法人・団体）であること
- 開催期間中、現地販売スタッフを雇用していただくこと（事業者自身が渡航し販売 PR を行うことを禁止するものではありません。詳細は説明会にて説明予定。）
- 米国食品安全強化法（FSMA）の施行に伴い、原材料及び製造工程に関する全ての情報開示が求められるため、お申込みに当たり、以下の①～④の提出が確約いただけること
 - ①基本情報【様式③-1】
 - ②商品詳細【様式③-2】

③製造工程表（HACCP）【様式③-3】

※県版 HACCP 又は ISO22000、FSSC22000 等の計画書及び認定証でも代用可。

④FDA 施設登録【様式③-4】

- 食品展開催期間中、クレアもしくは運営委託者の指示に従っていただけること
- 出展商品の選定・発注（買取）条件等、本事業の目的に対するご理解とご協力をいただけること

2 商品の要件

- 制度上米国へ輸出可能な、日本国内で生産・製造された食料・飲料品であること
※常温保存、冷蔵保存、冷凍保存いずれでも可。
- 酒類は既に米国輸出の実績がある（又は現地で販売されている）か、現地輸入業者を通じて当該商品のラベル申請・登録が承認されているもの
- 店頭に陳列した時点で最低2か月程度の賞味期限を有している商品であること
※日本からの輸送日数を考慮した場合、日本の輸出港に到着した時点で約7ヶ月程度が必要となります。なお、常温保存の場合6ヵ月以上、冷凍保存の場合は解凍後2週間程度の保存期間があるものでないと継続販売には繋がりにくいのが実状です。
- 以下枠内記載の「募集除外商品」に該当しない商品であること
《募集除外商品とは？》米国の法制度により販売に制限がある商品及び輸出申請に長期間かかる商品は、今回の募集除外商品となります。

※ご不明な点については個別にご相談下さい。

- 肉類（肉エキス・ゼラチン等を含む）
- 卵を含む商品（加熱焼成されたものは可。例）焼き菓子、焼き生地など）
- 頭と内臓が除去されていない魚加工品
- 乳製品（加熱したものは可）、乳製品を含む商品（生乳を使用した商品は不可。粉乳を使用した商品、焼き菓子は可）
- 野菜、果物の一部（加工品を除く）
- 生鮮品
- ステビア、紅麹、くちなし、紅花、赤色（100番台）、等の一部の着色料を含む商品
- ニューヨーク州にてラベル未登録（未承認）の酒、アルコール飲料

3 募集事業者数・商品数

20事業者程度、100品目程度（1事業者当たり5品目以内を目安としております。）

4 米国への輸出に必要な書類

輸出時に米国食品安全強化法（FSMA）に基づくFDA（米国食品医薬品局）への工場登録番号が必要となります。

※お持ちでない場合は申請が必要です。

※ご希望により輸出商社による登録代行（無料）も可能ですのでご相談ください。

【ご参考】FDA登録サイト（英語）

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FoodFacilityRegistration/default.htm>

※その他、米国への食品輸出については以下のWEBサイトをご参照ください。

- ・「日本からの輸出に関する制度 米国」（ジェトロ）

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/

- ・「貿易投資相談Q&A（輸出） 米国」（ジェトロ）

https://www.jetro.go.jp/qatop/qa/n_america/us/export/

◇お申込方法

1 申込手順

●事業者の皆様

「日本ふるさと名産食品展inニューヨーク『出展企画書（様式②）』『商品提案書（様式③-1～3）』『施設登録確認書（様式③-4）』」に必要事項をご記入の上、所在する都道府県・政令指定都市の担当部署へお申し込みいただきますようお願いいたします（出展品リストは現時点では分かる範囲で結構ですが、写真は必ず添付下さい。また可能な限り画質の良いものをお願いいたします。）。

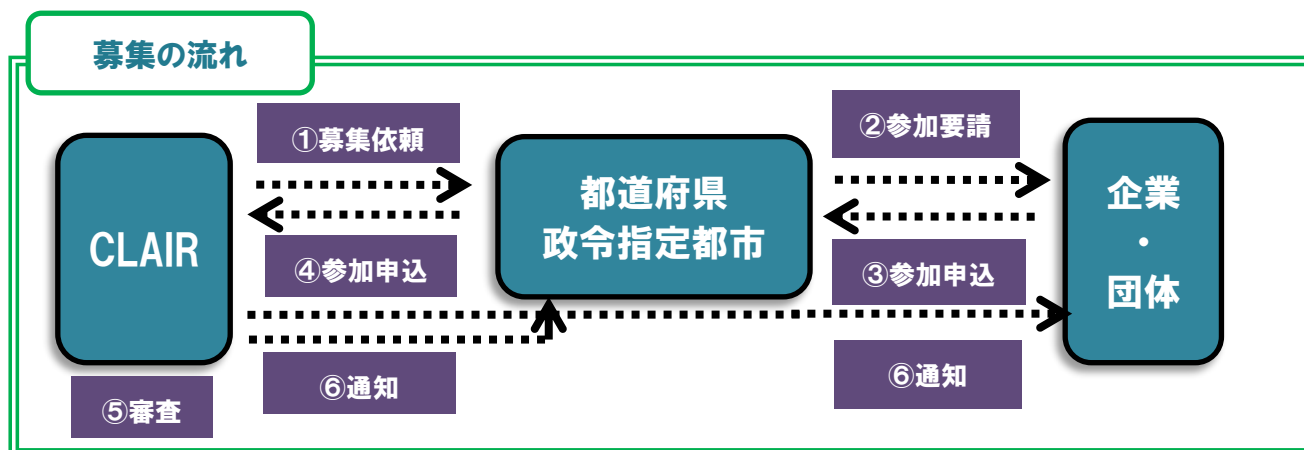
※提出先はこちらをご覧ください。

＜自治体国際化協会 支部一覧＞

<http://www.clair.or.jp/j/clair/sibulist.html>

※お問い合わせ先については、8ページに記載の「お問い合わせ先」をご覧ください。

●自治体の皆様



事業者から提出される『出展企画書（様式②）』『商品提案書（様式③-1～3）』『施設登録確認書（様式③-4）』を取りまとめ、『回答書（様式①）』をご記入の上、締切日までに（一財）自治体国際化協会経済交流課へメールでお申し込みください。

※申込書のご提出締切り

令和3年7月30日（金）

2 出展事業者の決定

提出された『回答書（様式①）』『出展企画書（様式②）』『商品提案書（様式③-1～3）』により主催者が書面審査を行い、出展事業者を選定し、8月上旬頃に自治体・各事業者へ書面により通知いたします。

※米国の食品輸入規制に適合しない商品は出展できません。

《出展事業者の選定項目》

出展事業者の審査は次の項目を含め、総合的に判断し選定します

- ・これまでの輸出実績や今後の輸出実現への可能性
- ・自治体及び出展商品のバランス

◇説明会

応募を検討している自治体・事業者を対象に、本食品展・開催店舗の概要、米国市場の現況及び輸出手続きにかかる注意事項、効果的な販売方法、オプション、事業が変更又は中止となった場合の対応等についてご説明するため、**7月7日（水）**にオンライン説明会を開催します。参加を希望される方は、7月5日（月）までに別添『説明会参加申込書（様式④）』を keishin@clair.or.jp へご送付ください。※事業者からの直接申し込みも可能です。

なお、当日参加が難しい方に対しては、後日、収録した説明会の動画を配信する予定ですので、申込書の配信希望欄にチェックを入れてください。

◇出展事業者の費用負担（詳細は説明会にてご案内いたします）

	クレア負担	出展事業者負担
会場設備及び装飾費	会場設営・装飾、共同看板、案内用看板等の製作費	独自に必要なとする場合の設備・備品等の手配・設置・撤去等に関する諸費用 ※例：TV モニター、バナー、PC、Wi-Fi ルーターなど各種レンタル機材等
販売経費	出展事業者説明用 POP の作成費	独自の実演・試食等に必要となるレンタル家電機器や使い捨て什器類及び消耗品等の諸費用 ※別途費用による事前手配や調達代行も可能です。
販売員経費	共同の販売員（兼通訳）の人件費	販売員（いわゆるマネキン）を専属として雇用する費用 ※1 日 1 人：\$ 300.00 ※1 日 8 時間勤務（30 分×2 回の休憩を含む）、交通費、食事代込み
その他	共同使用消耗品購入費（ゴミ袋、ヘアネット、使い捨て手袋、ハンドサニタイザー等）	事業者スタッフ渡航費、滞在費（宿泊・交通費・食事代等）、現地にて開催する以下のオプションプログラムへの参加費用（希望者のみ、事前申込制） ①現地バイヤーを対象とした賞味会 ※2 月 25 日（金）夕刻：ジャパンビレッジ内レストランにて開催、自社商品の調理実演やプレゼンなどを行っていただきます。 ②NY 市内流通視察研修 ※2 月 28 日（月）終日：マンハッタン、ニュージャージーに点在する各市場の小売店舗を専任コーディネーターが効率よくご案内します。

◇スケジュール（食品展開催期日：令和4年2月24日（木）～27日（日））

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	22年1月	2月	3月
出展事業者募集										
出展事業者決定										
申請書類準備										
FDAへの申請										
商品の納品										
輸出、通関										
海上輸送（神戸～NY）										
食品展の開催										
結果報告										

※上記のスケジュールは変更する可能性があります。

※食品展前日2月23日（水）の夕刻、会場搬入・設営とオリエンテーションを行います。

◇注意事項

- 出展決定後、現地側の法規制の変更等により出展の条件が変更になる場合がありますので、ご留意ください。また、天災地変、戦乱、暴動、疫病（新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を含む）、テロ又は官公署の命令により事業が変更又は中止となる場合がありますのであらかじめご了承下さい。
- 会場全体の基本構成や各出展事業者の配置はクリアにて決定させていただきます。
- 複数の出展事業者により構成されている団体が出展する場合は、代表者を定めていただきますようお願いいたします。クリアとしては代表者と連絡・調整を行い、各構成者への連絡等は代表者をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- 酒類についてはニューヨークの法令上、酒類販売店のみでしか販売ができないため、食品展会場ではなく、日本酒専門店「蔵一」での販売とさせていただきます。
- 開催期間中、クリア職員及び運営委託先スタッフが、報告書作成、情報発信等のために会場内の様子を撮影する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご提供いただきました個人情報等は、事業実施のため運営委託会社等の関係者に提供いたします。あらかじめご了承ください。
- 過去の開催概要（<http://economy.clair.or.jp/activity/exhibition/exh-past/>）をこちらのWEBサイトに掲載しておりますので参考にしてください。

◇平成 29 年度 食品展 in ロサンゼルス の会場の様子



食品展会場の様子(1)



食品展会場の様子(2)



食品展会場の様子(3)



試食の様子

◇お問い合わせ先

<米国市場や現地事情などに関するお問合せ> (運営委託先主管者)

◆日本食文化振興協会 (JFCA)

担当者：二見 (ふたみ)、木村

TEL: (050) 5479-0221

E-mail: 二見: yfutami@jfcausa.org、木村: akimura@jfcausa.org

<出展商品や輸出入、応募書類の記入方法に関するお問合せ> (輸出実務担当者)

◆クラウン貿易株式会社

担当者：恵 (めぐみ)

TEL: (078) 231-2551

E-mail: megumi@crown-trading.co.jp

<食品展全般に関するご質問>

◆一般財団法人自治体国際化協会 (主催)

交流支援部経済交流課 森下、清水、柴田

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル6F

TEL: 03-5213-1726

FAX: 03-5213-1742

E-mail: keishin@clair.or.jp